

住民課環境衛生係からのお知らせ

問い合わせ／役場住民課環境衛生係（1階③番窓口☎485-2111内線125）

不法投棄クリーン作戦

ごみの不法投棄の根絶と、自然と調和した美しいまちづくりの推進を目指し、下記のとおりクリーン作戦を実施します。参加したい方は上記係へ申し込みください。

- 日時／10月26日(土)、午前9時30分～
- 集合場所／コンベンションホールういず前駐車場
- 実施場所／町道ルラン通り

しべちゃ斎場の指定管理者募集

本町では、しべちゃ斎場の管理運営について、民間事業者などの専門性や創意工夫を活かすことにより町民サービスの向上と経費の削減を図り、より効率的、効果的な運営を図るために指定管理者制度を導入します。

応募資格などは下記のとおりで、詳細は説明会を開催しますので、希望する方は申し込みください。

- 指定予定期間／平成26年4月1日～平成29年3月31日
- 応募資格／本町に本店・支店または営業所・事業所を有し、税の滞納がない法人・団体・グループ
- 募集要項などの配布期間／10月1日(火)～30日(水)
- ※役場ホームページ（アドレスは22ページ参照）からもダウンロードできます。
- 応募受付期間／10月7日(月)～30日(水)
- ☆説明会
 - 日時／10月8日(火)、午後1時30分
 - 場所／開発センター
 - 参加可能人数／各団体3人以内
 - 申込方法／FAX（485-4111）、電子メール（アドレスは22ページ参照）

自然の番人宣言

自然の番人宣言は、貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、私たち一人一人が「自然の番人」となり、不法投棄やポイ捨てを撲滅しようとするもので、平成18年4月に釧路管内の全市町村が共同で制定しました。

本町でも、道端へのポイ捨てや家庭ごみなどの不法投棄が発生しています。

地域会や自然の番人宣言事業者と連携しながら、自然を壊すポイ捨てや不法投棄をしない、させない、許さないという思想を持ち、皆さんで本町の美しい自然環境を守っていきましょう。

自然の番人宣言の全文を記載したリーフレット（図1）やポスター、自動車に貼り付けるステッカー（図2）を上記係で配布していますので、希望する方はお気軽に申し出てください。

- ・ポイ捨てや不法投棄は犯罪です。絶対にしないでください。
- ・不法投棄者への罰則は、個人の場合は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金となります。
- ・不法投棄を見つけたら、下記へ通報してください。
不法投棄ごみ…上記係
不法投棄をしている人…弟子屈警察署（☎482-2110）



図1 リーフレット



図2 ステッカー

合併処理浄化槽補助事業の説明会を開催

下水道未整備地域の生活環境向上のため、平成26年度より個人宅に設置する合併処理浄化槽の整備に対し助成を予定していますので、下記のとおり説明会を開催します。

	開催日	時間	場所
10月	7日(月)	午後1時30分	塘路住民センター
	9日(水)		磯分内公民館分館
	10日(木)		虹別酪農センター
	11日(金)		沼幌地区世代交流センター
	17日(木)		茶安別農村環境改善センター
	18日(金)	午後7時30分	開発センター
		午後1時30分	阿歴内公民館

food cafe maharo

標茶町旭2丁目4-22
サバナビル2階
☎080-1895-9683

不定休

- ・月～金・日曜日…午前11時～ラストオーダー午後4時
- ・土曜日…午後7時～ラストオーダー午後11時

女性のための
なんでも相談所開設

釧路人権擁護委員協議会では、近年増加している性差別に起因する人権侵害の救済を推進するため「悩みごと」「困りごと」を専門的に受ける「女性のためのなんでも相談所」を開設します。

- 日時／10月22日(火)、午後1時～3時30分
- 場所／社会福祉センター
- 問い合わせ／釧路人権擁護委員協議会事務局（☎0154-315014）

※相談は無料で、予約不要です。

第58回消防団員技能競技大会結果

第58回釧路地方支部消防団員技能競技大会が9月14日(土)に釧路市消防訓練場において開催されました。標茶消防団から消防ポンプ自動車の部に第1分団(標茶市街)と第3分団(磯分内)、小型ポンプの部に第4分団(塘路)が出場して熱戦を繰り広げました。結果は3チームとも健闘しましたが、惜しくも入賞を逃しました。



大会に向けて約1カ月間汗を流した選手の方々、本当にお疲れ様でした。また、大会出場にあたり皆さんからのご支援やご声援を頂き、誠にありがとうございました。

大会に向けて約1カ月間汗を流した選手の方々、本当にお疲れ様でした。また、大会出場にあたり皆さんからのご支援やご声援を頂き、誠にありがとうございました。

消防だより



標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>

秋の火災予防運動

秋から冬にかけては、空気が乾燥して気温も下がり暖房器具など火気を使用する機会が多くなり火災が発生しやすくなる季節です。秋の火災予防運動はこのような時期を迎え、火災予防の更なる普及を図り、皆さんの生命や財産を火災から未然に防ぐことを目的に行われます。10月15日(火)~31日(木)の運動期間中、標茶消防署では防火査察や車両広報を通して防火を呼びかけます。皆さんのご協力をお願いします。



土地・家屋や軽自動車の名義を変更される方へのお知らせ



■土地・家屋の場合

①すでに登記している土地や家屋の所有者(名義人)を売買や相続などで変更する場合は、釧路地方支務局(☎0154-31-5000代)で登記の変更をしてください。

なお、登記していない家屋は、下記窓口で手続きをしてください。

12月31日までに手続きを完了すると、次年度から固定資産税の納税義務者が変更になります。

②相続登記をする方で、その手続きが遅れる場合は、相続人の中から次年度以降固定資産税を代表して納めていただく方を相談し決めてください。

手続きの用紙は送付します。

■問い合わせ/役場税務課税務係(1階⑧番窓口☎485-2111内線152)

■軽自動車の場合

車種	手続き(申告)場所・問い合わせ	手続きに必要なもの
原動機付自転車 ●125cc以下のバイク ●ミニカー など	役場税務課税務係 (1階⑧番窓口) ☎485-2111内線153)	●新所有者の認印 ●標識 (ナンバープレート) ●標識交付証明書
小型特殊自動車 ●農耕作業用(トラクターなど) ●その他特殊作業用(ホイロローダーなど)		
軽四輪自動車 ●660cc以下の軽四輪車 軽二輪車 ●125ccを超え250cc以下のバイク	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 (☎0154-51-0745)	譲渡による名義変更・廃車・住所変更などは、左記に問い合わせください。
二輪の小型自動車 ●250ccを超えるバイク	北海道運輸局釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 (☎0154-51-2522)	